

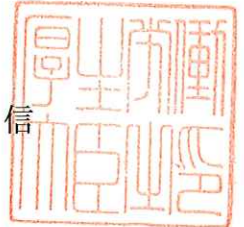
厚生労働省発生食1026第 6 号

平成 29 年 10 月 26 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同項の食品の規格として、以下の農薬の食品中の残留基準を設定すること。

ヒドラメチルノン
フェンチン
フルカルバゾンナトリウム塩
プロバジン

